

平成 28 年 3 月

注意喚起（不動産契約の注意事項）

在リヨン領事事務所には、リヨン市や地方都市での住宅賃貸借契約に関するトラブルの相談が多く寄せられ、近年、特にインターネット、ソーシャルネットワークなどを介した契約に起因するトラブルが急増しています（日本人の大家とのトラブルも報告されています）。

このような簡便な契約はノワールと呼ばれる不法契約である場合も多く、トラブルが発生する可能性が高くなります。

代金を支払った後で「聞いていたことと違う」という状況になっても、契約書等、合意内容を証明する書面が無い場合は代金を取り戻すことは困難です。トラブルを未然に防ぐために、契約内容の全項目について詳細を理解し、契約書等の書面によって契約を交わす（口約束にせず、きちんと証拠を残す）ことが重要です。不必要な家賃や保証金の前払いや日本からの送金は可能な限り避け、必ず契約書原本と支払領収書を受領するようにしてください。

詳細な注意事項は、以下をご参照ください。

<http://www.fr.emb-japan.go.jp/jp/taizai/fudosan.html>

万が一、トラブルや被害に遭った場合には、お住まいの地域の警察に被害届を出すことをお勧めいたします。

<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F1435>